

会議の名称	令和7年度第2回八雲町地域包括支援センター運営協議会
日時	令和8年2月24日（火） 14時00分～14時05分
場所	八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ 第1・2会議室
出席者	委員17名（欠席2名） 傍聴者1名
会議の処理、てん末	
(介護保険事業運営委員会に引き続き開催)	
1. 議題	
○会長より	
引き続き、令和7年度第2回地域包括支援センター運営協議会を開催します。	
議題（1）報告事項、「②介護予防支援の委託を行った居宅介護支援事業所について」、事務局より説明を求めます。	
(1) 報告事項 ②介護予防支援の委託を行った居宅介護支援事業所について	
○事務局より	
まず本日の議題とさせていただいておりました、報告事項①令和7年度地域包括支援センターの事業評価につきましては、国からの結果通知が遅れており、まだ町の方に届いておりませんので、本日資料配布とさせていただいておりましたが、報告ができません。次回令和8年度第1回の運営協議会で報告させていただきますので、ご了承願います。	
それでは、報告事項②介護予防支援の委託を行った居宅介護支援事業所について説明させていただきます。1ページ目をご覧ください。	
札幌市のお孫さんのご自宅に住んでいる方が、要支援認定を受け、介護予防サービスを利用するため、SOMPOケア札幌東豊居宅介護支援に委託を行いましたので報告させていただきます。よろしく願います。	
○会長より	
只今の事務局からの説明について、質問・意見等がございましたら、発言願います。	
(質疑・発言なし)	
(2) 協議事項 ①令和8年度地域包括支援センター運営方針について	
○会長より	
それでは、次に議題（2）協議事項「①令和8年度地域包括支援センター運営方針について」、事務局より説明を求めます。	
○事務局より	
それでは、協議事業①令和8年度地域包括支援センター運営方針（案）についてご説明させていただきます。2ページ目をご覧ください。この運営方針は、町としての地域包括支援センターの基本的な運営の方針を定めるもので、具体的な事業の計画は、それぞれの包括支援センターで定めます。	
令和8年度につきましても、第9期介護保険事業計画に基づき、事業を進めて行	

きます。

4 ページ目をお開きください。6 の実施する業務ですが、重点的に取り組む事項としまして、近年成年後見制度の申立が増えてきていることから、成年後見制度に関する普及啓発を重点的に実施していきたいと考えております。

次に(2)総合相談支援業務についてですが、4月から施行される八雲町ケアラー支援条例に基づきまして、支援が必要な高齢者だけでなく、その介護をしている家族の方も支援の対象者と捉えて支援を行うよう努めてまいります。ケアラー支援にあたっては総合相談支援業務だけではなく、他の事業においても同様に行っていきます。

その他5 ページ以降の各事業については、例年どおり事業を実施して行くこととしております。

簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長より

只今の事務局からの説明について、質問・意見等がございましたら、発言願います。

(質疑・発言なし)

2. その他

○会長より

それでは、次に「4. その他」についてですが、委員の皆様方から何かご発言等はありませんでしょうか

(発言なし)

3. 閉会宣言

○会長より

以上で第2回八雲町地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。皆様大変お疲れ様でした。